

介護事業所経営状況分析事業業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県が発注する「介護事業所経営状況分析事業」に係る業務（以下「本委託業務」という。）の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託者決定後、千葉県と受託者が協議の上、千葉県が作成するものとする。

2 委託業務目的

2040年に向けたサービス提供体制等のあり方について、国の検討会においてとりまとめがされており、それを踏まえた対応策を検討していく上で、介護需要の面だけでなく、提供側の状況も把握する必要がある。

本委託業務は、介護事業所の経営状況等に関する定量的なデータの把握・分析を実施し、地域差や規模等に応じた課題や傾向を踏まえた県内の介護事業所への適切な支援施策の検討に向けた参考資料を得ることを目的とする。

3 委託業務内容

本業務では、以下の内容を行う。

(1) データの抽出

千葉県から提供を受けた「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」における「財務諸表等入力シート」又は同等のデータファイルから各事業所等の現況報告、資金収支及び事業活動の明細、貸借対照表等のデータを抽出する。

※社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについては以下のホームページを参照。

https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/zaihyou/houjin/zaihyou_houjin_2025.html

(2) データの分析

社会福祉法人が運営する介護事業所の①財務状況や②経営指標、③その他のデータ（例：利用率）を算出し、それらのデータについて、可視化ツール（Microsoft Power BI等のBIツール又は同等のツール）を用いた見える化作業を実施する。

※算出するデータ及び可視化ツールは受託者からの提案を元に、県と受託者とで協議の上決定する。

※見える化に当たっては、地域（千葉県の「高齢者保健福祉圏域」）や事業所等の規模、サービス種別等によりその結果（グラフ等）を比較できるようにすること。

(3) レポート及びマニュアルの作成

(2)の分析により得られた課題や傾向、各法人・各事業所の傾向や特徴についてまとめ

た簡易レポートを作成する。また、(1)と(2)の作業を県が自ら実施するためのマニュアルを作成する。

4 委託業務実施

(1) 実施体制

ア 受託者は、本委託業務を円滑かつ効果的に実施できるよう、適切な人員配置を行うこと。

なお、人員配置に当たっては、以下の項目を満たすこと。

(ア) 介護事業所及び社会福祉法人の経営・財務に関する知見を有する人員を配置すること。

(イ) 本委託業務と類似する業務の経験を有する人員を配置すること。

イ 本委託業務の全体を総括・管理する総括責任者を配置すること。

(2) 実施条件等

ア 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に千葉県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。

イ 受託者は、千葉県と協議・打合せ等を実施した際には、速やかに議事録を作成し、千葉県に提出すること。

ウ 受託者は、本委託業務の進捗状況について、千葉県に適宜報告すること。

エ 受託者は、本委託業務の実施に当たり、事故や問題等が生じた場合には、直ちに千葉県に報告するとともに、受託者の責任において解決を図ること。

オ 受託者は、本委託業務の実施上、疑義が生じた場合には、千葉県と協議の上、その指示に従うこと。

(3) 再委託

受託者は、本委託業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

ただし、本委託業務の一部について、書面により千葉県の承諾を得たときはこの限りでない。

5 成果品の提出

以下の内容を含む分析結果報告書の電子データ一式を提出すること。

- ・「3 (1) データの抽出」により得られたデータ一式
- ・「3 (2) データの分析」により得られた可視化ツールのファイル一式
- ・「3 (3) レポート及びマニュアルの作成」により得られたMicrosoft Excel、Microsoft word、Microsoft PowerPoint のファイル及びPDF ファイル等

6 著作権

- (1) 受託者は、本委託業務に係る成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下、同じ。）を千葉県に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品

に、受託者が本契約締結以前から有する著作物が組み込まれている場合には、当該著作物の著作権は、受託者に留保するものとする。

- (2) 受託者は、成果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品に、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行い、その費用は委託料に含めるものとする。
- (4) 受託者は、千葉県が承諾した場合には、成果品を使用又は公表することができる。

7 遵守事項

(1) 秘密の保持等

ア 受託者は、本契約の履行において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

イ 受託者は、本契約の履行過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、千葉県の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本契約による事務を履行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」を守らなければならない。

8 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が誠意をもって協議し、法令を遵守して実施すること。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。
- (3) 受託者は、成果品の提出後に重大な不備な点が発見された場合、契約終了後であっても、これについて修正の義務を負うものとする。
- (4) 本業務の実施に伴い、第三者に損害が生じた場合は、県の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (5) 本業務の遂行上必要となる関係機関等に対する諸手続は、受託者が速やかに処理するものとし、これに要する費用は受託者の負担とすること。
- (6) 本業務に必要な経費は全て委託料に含めるものとする。

【参考】社会福祉法人が運営する千葉県内の介護事業所数及び運営法人数

事業所数：約3,900（うち県外法人が運営：約400）※介護予防サービス約1,500も含む
運営法人数：約400（うち県外法人：約50）